

令和4年1月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第1回）議事録

1. 開催日時 令和4年1月19日（水曜日）午後1時30分

2. 開催場所 由利本荘市文化交流館カダーレ 「大ホール」

3. 出席委員（18名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 4 番 加 藤 三 敏
5 番 佐々木 亨	1 6 番 富 樫 公 一
6 番 小 野 晃 一	1 7 番 伊 藤 直 子
7 番 大 瀧 浪 雄	1 8 番 菅 原 文 克
8 番 小 松 健	1 9 番 佐 藤 秀 孝
9 番 小 松 幸 夫	2 1 番 庄 司 和 夫
1 0 番 佐 藤 順	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席した委員（6名）

4 番 岡 部 五 一 郎
1 1 番 佐 藤 崇
1 5 番 石 井 勲
2 0 番 佐 藤 源 樹
2 2 番 伊 藤 剛
2 3 番 吉 尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和4年1月19日 午後1時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第 1 号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第 2 号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
(第12回総会保留分)

第 6. 議案第 3 号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 8. 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第 9. 議案第 6 号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権
設定の件

第10. 議案第 7 号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権
移転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長 高橋孝紀 次長 小松幸月

農地班長	小 松 貢 治	農政班長	二 見 真 之
主 査	釜 台 勇 樹	主 任	佐々木 智 慧
主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩
主事(由利庶務班)	阿 部 健 大	主任(大内庶務班)	松 永 希
主事(東由利庶務班)	遠 藤 大 騎	主任(西目庶務班)	佐 藤 慎
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

21番 庄 司 和 夫

1番 齋藤 誠

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年1月4日公示招集されました令和4年第1回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中18名であります。

4番岡部五一郎委員、11番佐藤崇委員、15番石井勲委員、20番佐藤源樹委員、22番伊藤剛委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので報告いたします。

本日の提出案件は、議案第1号から議案第7号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、21番庄司和夫委員、1番齋藤誠委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う新規であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第1号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【傍聴人着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件、第12回総会保留分」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請内容は令和3年第12回総会の審議において保留とした件であり、申請内容について、ほ場状況を再整理した結果、現時点で全部効率利用要件を満たしていると言い難く、不許可要件を示した農地法第3条第2項第1号に該当する旨説明した。)

○議長

議案第2号の説明が終わりました。

ただいまの議案第2号の説明および報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

5番佐々木です。事務局のご説明を拝聴したところでありますけれども、こちらの関係土地であります。これまでの経緯を考えますとやはり転用が前提なのかという印象を受けます。隣の土地まではすでに宅地化されているとのことですので、やはり3条で取得した後4条で転用というのは一般的に認められないパターンでありますので、はっきりと明確に転用事案としてあげなおしてもらおうというやり方にもっていくのはいかがなものかと思っております。他の事情等ありますので、単純にとはいかないでしょうが、そのあたりはどう考えているのでしょうか。

○事務局

すでに宅地化している部分について、こちらに連坦しながらきちんとした転用計画を提出して申請をするということにつきましては、審議のうえではありますが、許可の見込みについては排除されないという風に考えています。事前の聞き取りの中で転用する計画はないということでありましたが、最初から転用ということが計画としてあるのであれば、本総会終了後に改めてお話として伺うことは可能であると考えております。

○5番・佐々木亨委員

ただいま解除されないとお伺いしましたけれど、この地域は宅地化が進んでいるわけでここに集落接続という形で転用計画を立てるのはさほど不自然な印象は受けませんが、それでも許可できないというか解除できないもののでしょうか。

○事務局

説明の方が伝わっておりませんでした、申し訳ございません。「解除」ではなく「排除」されないであります。転用の事業計画、適正な申請をしていただければ、当然ながら審議にかかったうえで、許可、不許可は決定されますが、道筋については排除されません。要は転用計画をきちんと出していただき審議のうえで許可されるという見込みは排除されないということですので、転用計画があるのであればお話を伺い申請していただくことは可能であると考えます。

○5番・佐々木亨委員

承知しました。

○議長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第2号について、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

もう一度繰り返します。議案第2号について、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手なし】

挙手なしであります。

よって議案第2号について、申請が許可要件を満たさないため、不許可とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請内容は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号の説明が終わりました。

ただいまの説明および報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第3号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第4号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は議案書記載の通り、計画の内容は農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第5号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第9、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(第6号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

(第6号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、また、農用区域内農地だが、不許可の例外に該当すること、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第6号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(本荘1、本荘2とも、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第6号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

事務局説明のとおり、議案第6号1番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第6号2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第6号1番についてお諮りいたします。

議案第6号1番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号2番についてお諮りいたします。

議案第6号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のう

え、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題としますが、本議案につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第7号につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第7号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、また第1種農地だが不許可の例外に該当すること、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。この案件については、申請面積が2haを超えるため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、秋田県知事へ進達した上で、農振除外公告日に許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第7号の説明が終わりました。

なお、議案第7号の現地調査につきましては、令和3年第12回総会議案第90号「由利本荘市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際、すでに報告を受けておりますので、省略します。

議案第7号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

議案第7号は挙手による採決を行います。

事務局説明のとおり、議案第7号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りします。議案第7号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数(全員)】

挙手全員であります。

よって、議案第7号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 2 時 2 5 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 庄 司 和 夫

議事録署名委員 齋 藤 誠